

第4次青森県消費生活基本計画評価指標の状況

評価指標	指標内容	目標(R8)	現状(R6)	前年(R5)	参考(R3)
消費生活センター及び消費者ホットラインの認知度	県民が気軽に消費生活相談を利用できるよう、消費生活センターの存在と、消費者ホットライン「188」について、多くの県民に認知されることを目指します。	消費生活センター 80.0%	消費生活センター 75.6%	消費生活センター 74.8%	消費生活センター 65.3%
		ホットライン 80.0%	ホットライン 45.7%	ホットライン 45.7%	ホットライン 48.0%
消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率	地域におけるきめ細かな見守り体制を構築するため、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」を全市町村において設置することを目指します。	100.0%	64.0%	63.3%	43.9%
相談員の資格保有率	消費生活センターの相談員の相談能力向上のため、消費者安全法等に基づく消費生活相談員資格の保有率を高めます。	75.0%	80.8%	77.8%	40.7%
相談員の研修参加率	消費生活センターの相談員の相談能力向上のため、国等が実施する研修にすべての相談員が参加することを目指します。	100.0%	100.0%	100.0%	88.9%
消費者啓発事業への年間参加者数	自立した消費者の育成等に向けて県や市町村、各種団体等が実施する消費生活に関する各種啓発事業について、一人でも多くの県民の参加を目指します。	対前年度増	22,043人	22,512人	15,165人
若年者(20歳未満)の消費生活センター及び消費者ホットラインの認知度	若年者が気軽に消費生活相談を利用できるよう、消費生活センターの存在と、消費者ホットライン「188」について、多くの若年者に認知されることを目指します。	消費生活センター 80.0%	消費生活センター 43.8%	消費生活センター 35.6%	消費生活センター 37.2%
		ホットライン 80.0%	ホットライン 42.1%	ホットライン 36.2%	ホットライン 46.5%
消費者教育教材「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の実施率	成年年齢引下げに伴う、若年者への消費者教育について、県内すべての高等学校等での実施を目指します。	100.0%	92.5%	93.7%	88.9%
エシカル消費の認知度	SDGsの実現に向けた消費生活の推進のため、多くの県民に認知されることを目指します。	30.0%	8.9%	11.0%	5.6%